

高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金(返還不要の授業料支援)の制度改正で、私立高校に通う生徒への支援が手厚くなりました。

○次の計算式（**両親2人分**の合計額）により判定

【計算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

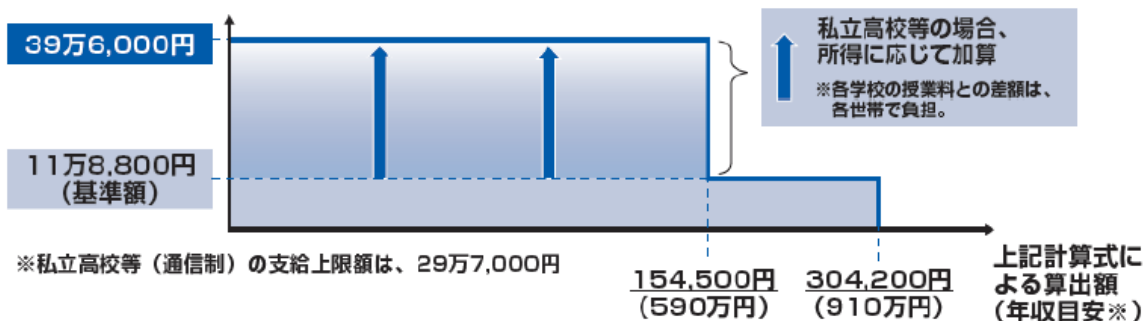
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円** → **支給額：最大 396,000円**

(154,500円以上)

< **304,200円** → **支給額：118,800円**

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安			
	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。